

奈良県告示第百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十六年七月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
サン薬局憩北店	天理市別所町九一	居宅療養管理指導	平成二十六年六月一日
メイプルリーフ薬局生駒店	生駒市俵口町一〇八五一	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十六年四月一日
オリオンドラッグ薬局	四 橿原市見瀬町二三五八一	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十六年七月一日
ハロー高田南薬局	大和高田市大字曾大根一 一九九一	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十六年七月一日
明日香薬局	橿原市石川町八〇	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十六年七月一日

	まなづる歯科医院	西本内科	やすらぎ歯科医院
	檀原市見瀬町五九七―六	香芝市旭ヶ丘四―二―一	磯城郡川西町大字下永一 二七三―二五
導	導 居宅療養管理指	導 居宅療養管理指 導及び介護予防 居宅療養管理指 導	導 居宅療養管理指 導及び介護予防 居宅療養管理指 導
	平成二十六年 六月一日	平成二十六年 三月一日	平成二十六年 四月一日